

○四国地方整備局告示第三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年三月三十日

四国地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 一級河川肱川水系久米川改修工事(愛媛県大洲市阿蔵字フルカワ地内から同市阿蔵字中野地内まで)及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県大洲市阿蔵字フルカワ、字ヤナイダ、字カワチダ、字上平田、字シバタ、字クボタ及び字中野並びに西大洲字ヤヲ及び字山部地内
- 2 使用の部分 愛媛県大洲市阿蔵字カワチダ、字上平田、字シバタ、字クボタ及び字中野並びに西大洲字ヤヲ及び字山部地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県大洲市阿蔵字フルカワ地内から同市阿蔵字中野地内までの延長1,576mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川肱川水系久米川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川肱川水系久米川改修工事」（以

下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の一级河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間は、河川法第4条第1項の規定により指定された一级河川の区間であり、また、同法第9条第2項に基づく指定区間に指定されていることから、起業者である愛媛県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一级河川肱川水系久米川(以下「久米川」という。)は、その源を愛媛県大洲市平野町地内に発し、支川谷田川、善滝川等が流入した後、一级河川肱川水系肱川に合流する、流路延長8.6km、流域面積32.26km<sup>2</sup>の河川である。

久米川流域の大半は山地であるが肱川合流点から平野水位観測所付近までの区間においては、平地部が開け、右岸側は近年宅地化が進んでおり、左岸側は古くから農地としての土地利用が盛んであり、地域の生活用水及び農業用水としての本河川の役割は極めて重要となってきた。また、当該流域の周辺地域には、大洲市肱南浄化センター、

大洲市立大洲病院、J R 予讃線西大洲駅及び久米小学校といった公共施設が存しており、住宅や農地だけでなく、これら公共施設を災害から護るためにも治水安全度の向上が急務となっている。

しかしながら、久米川の現河道は河積が狭小なうえに流路の屈曲部が多いため、現況の流下能力は $38\text{ m}^3/\text{秒}$ と非常に低く、流水の円滑な流下が妨げられている。また、無築堤区間が多く残り、非常に治水安全度の低い状況となっているため、久米川周辺の大洲市阿蔵地区や西大洲地区は度々浸水等の被害を被ってきた。なかでも、平成16年8月の台風16号上陸の際には、まず、久米川流域内に久米川の自己流による氾濫があり、その後、肱川本川の水位が上昇した後、肱川本川からの氾濫により床上、床下の浸水による甚大な被害が発生した。その被害は、浸水面積 $102.3\text{ ha}$ 、床上浸水123棟、床下浸水82棟にものぼった。

このような状況に対処するため災害復旧助成事業が採択され、特に現況流下能力の低い本件区間について河積の拡大、流路の是正、護岸の設置及び漏水対策工の設置を行うものである。この事業により計画高水流量 $230\text{ m}^3/\text{秒}$ （計画規模1/10年）を安全に流下させることが可能となり、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## （2）失われる利益

本件事業は「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」、「愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）」に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため環境影響評価は実施されていないが、起業者が任意で行った調査によると、本件区間内の土地には数種類の絶滅危惧種又はそれに準ずる種が確認されたため、河川横断構造物に魚

道を設置・改善し低水護岸には連結ブロックを用いて空隙をもたせ、植生の繁茂をうながすことにより、水生生物の保全に配慮している。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### （3）事業計画の合理性

本件事業は、本件区間を対象として採択された災害復旧助成事業により計画高水流量 $230\text{ m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させることを目的とするものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、肱川本川堤並の十分安全な構造で同一区域の氾濫を防止するバック堤による申請案のほか、合流点に逆流防止を図るための水門施設等と久米川に自己流堤を設けて肱川本川背水位が久米川へ及ぶのを遮断する案について検討が行われている。後案では逆流防止ゲート閉鎖後に支川流出量が支川の河道貯留容量を満たした後、支川堤を越水して堤内地に浸水したり、破堤する恐れがあり、水門操作、水門の設置費及び水門の維持管理費もかかるため、技術的及び経済的に合理的な案とは認められない。申請案は肱川本川背水位に対応するための築堤が必要なため、後案に比べると用地取得面積は増加するが、水門の設置費等の費用を要しない。また、肱川本川背水位までの築堤により久米川の氾濫を防止できる。このようなことから、申請案が最も合理的であると認められる。

次に法線の決定方法案として、法線の是正を行い、沈下対策工の施行範囲を極力狭めた案と、現在の河道をなるべく生かし用地取得面積を抑えた申請案がある。申請案は前

案に比べ沈下対策工の施行範囲が広がるが、用地取得面積は少なく、工事施行においても特に問題なく、事業費も安価である。よって申請案が最も合理的であると認められる。さらに本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造、形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。したがって本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に奇与するものと認められるので、第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 申請事業を早期に図る必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、川幅が狭く現況流下能力が不足しているため、背後地では過去頻繁に浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大洲市久米地区等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本体事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ

る。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県  
大洲市役所